

鳥取砂丘保全再生アダプトプログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民にとっての誇りである山陰海岸国立公園・鳥取砂丘の保全再生を促進するため、県民が里親となってボランティアで一定の区域を除草する「アダプトプログラム（里親制度）」の実施に関し必要な事項を定めることにより、鳥取砂丘の景観保全に対する県民意識の高揚を図り、もって県民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(届出)

- 第2条 里親になろうとする団体等（以下「活動者」という。）は、鳥取砂丘未来会議会長に活動届出書（様式第1号）を提出するものとする。
- 2 活動を中止する場合は、直ちに活動辞退届出書（様式第2号）を鳥取砂丘未来会議会長に提出するものとする。
 - 3 届出書提出後、活動辞退届出書が提出されない限り、翌年以降における活動も本要綱によって自動的に継続実施されるものとする。

(合意書の締結)

- 第3条 鳥取砂丘未来会議会長は、前条第1項の届出があった場合、その内容が適切と認められるときは、活動者の意向、現地の状況等を踏まえて活動区域を協議のうえ決定し、活動者と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。ただし、活動者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
- (1) 暴力団又は暴力団員の統制下にあるもの
 - (2) 活動の際に政治若しくは選挙又は宗教その他特定の思想の普及を行おうとするもの
 - (3) その他鳥取砂丘未来会議会長が活動者として不相当であると判断したもの
- 2 鳥取砂丘未来会議会長は前項の合意書を取り交わした後、活動者が前項各号に該当すると認めるときは合意書を取り消すことができる。

(活動者の役割)

- 第4条 活動者の役割は次に掲げるとおりとする。
- (1) 対象区域の除草活動
 - (2) 情報の提供
 - (3) その他必要な活動

(鳥取砂丘未来会議の役割)

- 第5条 鳥取砂丘未来会議の役割は次に掲げるとおりとする。
- (1) 除草活動に必要な物品の支給、除草ゴミの処理
 - (2) 除草方法等に関する研修の実施
 - (3) ボランティア活動保険の加入
 - (4) その他活動者に必要な事項

(顕彰)

第6条 鳥取砂丘未来会議会長は、活動が特に優れていると認められる場合は、当該活動者を顕彰することができるものとする。

(庶務)

第7条 鳥取砂丘保全再生アダプトプログラムに関する庶務は、鳥取砂丘未来会議事務局で処理する。

(業務委託)

第8条 鳥取砂丘未来会議が、本要綱に定める業務の全部、又は一部を委託した場合は、当該受託者が業務の全部、又は一部を行うことが出来るものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取砂丘未来会議会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。